

「こども性暴力防止法」は、2026年12月25日に施行されます。

～教育実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止法（「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」）の施行により、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

教職課程を履修する学生が教育実習等を行う場合についても、性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、以下の内容をご確認ください。

【事業者求められる取組】

- ・ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ・ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ・ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【教育実習生に関する留意点】

- ・ 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、教育実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- ・ 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、教育実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- ・ 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。

【教員免許状の取得との関係】

性犯罪前科が確認された場合、教育実習ができないことにより教員免許状の取得ができなくなる可能性があります。

【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

- ・ こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>